

第6章 財政計画

1. 前提条件の設定

1-1 財政計画策定の考え方

新市における財政計画は、平成 16 年度から平成 26 年度までの 11 年度間の財政運営の指針と位置付け、普通会計ベースで策定しています。

策定に当たり、地方分権がより一層進展することによる自己決定範囲や自己責任範囲の拡大、国と地方の三位一体の改革（地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の縮減）等に伴い極めて厳しい財源見通しであることを大前提とした上で、歳入・歳出を見込んでいます。

特に、徹底したコスト縮減に取り組むとともに、合併や民間活力の更なる活用によって節減される人件費などの経費を的確に見込みながら、未来への基盤整備など新市において実施していく予定の主要事業を適切に掲載しています。

なお、合併に伴う国・県からの財政支援措置も見込んで計上しています。

【策定の3原則】

- ①プライマリーバランスの均衡（歳入・歳出から地方債発行額と公債費を除いた収支が均衡すること）。
- ②国・県に依存する財源を厳しく見込む。
- ③未来への基盤整備など必要な事業は適切に見込む。

1-2 前提条件

1-2-1 歳入

主な項目毎の計上に当たっての考え方については、以下のとおりです。

(1) 地方税

過去の実績を踏まえつつ、今後期待される経済成長も勘案し、毎年度 0.5%程度増加するものとして推計し、また、合併に伴う不均一課税の影響分も加味しています。さらに、三位一体の改革に伴う影響分として、平成 18 年度以降は各年度 2%程度増加すると推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替、合併補正）及び合併特例債の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。一方で、三位一体の改革に伴う影響分として、平成 18 年度以降は各年度 40%程度減少するものとして厳しく推計しています。

特別交付税についても、三位一体の改革に伴う影響分として、平成 18 年度以降は各年度 20%程度減少すると推計しています。

(3) 国庫支出金、県支出金

経常的な支出金については、過去の実績に基づき推計し、第 4 章で掲載した主要事業に係る財源を見込んでいます。また、合併に係る支出金も見込んでいます。一方で、三位一体の改革に伴う影響分として、平成 18 年度以降は各年度 10%程度減少すると推計しています。

(4) 地方債

基本的には、各年度においてプライマリーバランスが極力均衡（歳入・歳出から地方債発行額と公債費を除いた収支が均衡すること、臨時財政対策債を除く。）するよう留意しつつ、第 4 章で掲載した事業を中心に発行することとしています。また、必要に応じて財政措置が最も有利な合併特例債を発行することとし、通常債の発行を極力抑制することとしています。

本計画における合併特例債の発行見込額は 170 億円と仮定しています。

なお、合併特例債については、行財政改革に努めることによって所要の財源が確保された場合、発行額を抑制します。

また、国が地方全体の財源不足を補うために措置する臨時財政対策債（平成 15 年度約 27 億円）については、まず、各年度の財源不足に対応する額として、計画期間を通じて 25 億円程度であると推計しています。さらに、その元利償還金相当額についても、本計画では現在の地方全体が巨額な財源不足に陥っている状況下にあることから、地方交付税ではなく、臨時財政対策債により措置されることを想定していますが、いずれにしても償還のための財源は地方交付税も含め国の施策によって措置されるものと考えています。

(5) 分担金及び負担金

過去の実績に基づき推計し、合併による格差是正等に伴う影響分も加味しています。

(6) 使用料及び手数料

過去の実績に基づき推計し、合併による格差是正等に伴う影響分も加味しています。

1-2-2 歳出

(1) 人件費

平成 17 年度当初見込みの一般職員数 1,134 人（企業会計も含む）を平成 26 年度末には約 980 人まで削減する方針の下、退職者の補充を抑制することによる一般職員の減、合併に伴う特別職や議員の減を見込んでいます。

(2) 物件費

過去の実績に基づく推計値に、行財政改革の断行によるコスト縮減、業務委託等の増加分や合併による合理化に伴う節減経費も加味しています。

(3) 扶助費

少子高齢社会の進行に伴い増加することが予想される中、過去の実績や近年の増加率を勘案して推計しています。

(4) 補助費等

過去の実績や近年の増加率を考慮するとともに、合併による合理化に伴う節減経費を勘案して推計しています。

(5) 公債費

各市町における既借入債の償還額に加え、主要事業に係る合併特例債、通常債及び臨時財政対策債の償還見込額を計上しています。なお、合併特例債の償還期間は 15 年（うち据置期間 3 年）としています。

(6) 繰出金

国民健康保険事業、老人保健、介護保険事業、下水道事業特別会計に係る一般会計負担額を推計しています。

(7) 普通建設事業費

本計画に基づく事業費及び経常的な事業費を推計しています。

1-2-3 財源調整

財源調整手段としては、繰入金を活用することとしていますが、更なるコスト縮減にも努めることとします。

なお、川島振興基金創設も含め、平成 16 年度末の基金残高見込みは、160 億円程度となっています。